

無償資金協力事業に係る機材単独案件のメーカー保証期間満了前検査について

1. 導入の経緯

- (ア) 施設案件では瑕疵検査が実施され完工後のフォローとして瑕疵検査を活用することで案件の持続性、援助効果の継続を確保している。機材案件については、メーカー保証期間満了前に被援助国に通知することでメーカー保証期間満了前に対応ができるようにしている。
- (イ) しかし、例えば、特定の保健医療機材の様に代理店の対応の問題、代理店の撤退など、メーカー代理店が脆弱な場合、被援助国への通知は一方的なもので十分に機能しない場合がある。そのため、一部の分野ではすでに導入していたコンサルタントによる機材の活用状況、初期不良に対する検査を、機材単独案件の全分野に導入することとなった。

2. 実施要領

- (ア) 対象案件：原則として、代理店を通じた機材の継続的な維持管理が必要な機材を調達している機材単独案件。ただし、精密機械を含まない案件や消耗品類は原則対象としない。以下の4点を基本的な対象案件とする。
- ① 大型 X 線検査装置案件、システム開発案件、画像診断系・高度検査系・ICU 等の保健医療案件。
 - ② 気象観測等の各所点在型の精密機材案件
 - ③ ソフトコンポーネントがついている案件で、その運用状況の確認を必要と判断された案件。
 - ④ 特別な事情によりコンサルタントが検査を行わなければ確認の取れない特殊な案件。
- (イ) 対象案件の検討方法：
- ① 協力準備調査（概略設計調査）時に同検査の必要性について確認・検討する。
 - ② 協力準備調査（概略設計調査）の段階で維持管理契約の締結が望ましい機材については、契約締結可能なメーカーや代理店が複数社現地に存在しているか確認する。
 - ③ 検査の必要性が認められる場合には、コンサルタントは調査担当部署と協議の上、設計積算方針会議にて同検査を実施する方針を確認し、検査に伴う要員計画の提案を行う。
- (ウ) 検査の内容：
- ① 派遣するコンサルタントの格付けは3号とし、検査期間3日間を原則とする。ただし、対象サイトが複数かつ広域である場合等必要に

応じて検査期間の調整を行うことは可能とする。

- ② 検査においては、各機材の状況を確認し、初期不良等が確認された場合には、代理店対応を求める。また、代理店の状況を確認するとともに、代理店が撤退する可能性がある場合には新たな代理店設置をメーカーに求めるなどの必要な措置を講じることとする。
- ③ 維持管理契約の締結が必要な機材については、先方に対して維持管理契約締結の働きかけを行う。

(エ) 導入時期：

- ① 2012年4月以降に調査採択される機材単独案件で、上記2.(ア)で対象と認められ、かつ必要性が認められた案件より同検査の適用を行う。
- ② 本件実施決定時点で、調査中の案件についても、タイミングが合えばその適用を妨げないこととする。

(オ) 報告内容

- ① 原則、施設案件の瑕疵検査報告書を基本とする。
- ② 但し、機材案件特有の検査項目（据付状況、稼働状況、維持管理、資料保管状況など）は必須事項とし、関連事項の追記を求めるものとする。

3. 留意事項

(ア) 施設・機材混合案件については、原則、施設の瑕疵検査時に合わせて機材の状況を確認するものとする。ただし、機材のみで確認が必要と認められる場合は、別途検討する。

以上